

# 江戸川上流だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ  
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています。

国土交通省関東地方整備局  
江戸川河川事務所  
江戸川上流出張所発行  
春日部市西金野井886  
電話 048-746-0063  
2011年 6月23日[第18号]

## 水防工法について

「水防活動」とは川の近傍地域に住んでいる方々などが様々な技術を用いながら、洪水の被害をくい止め、生命や財産を守る地域防災活動のことです。昔からそれぞれの地域で水防団を中心とした活動が行われており、被害の軽減に大きな役割を果たしてきました。

本号では、万一堤防などの施設に被害が発生した場合に応急的に実施するいくつかの“水防工法”についてご紹介いたします。

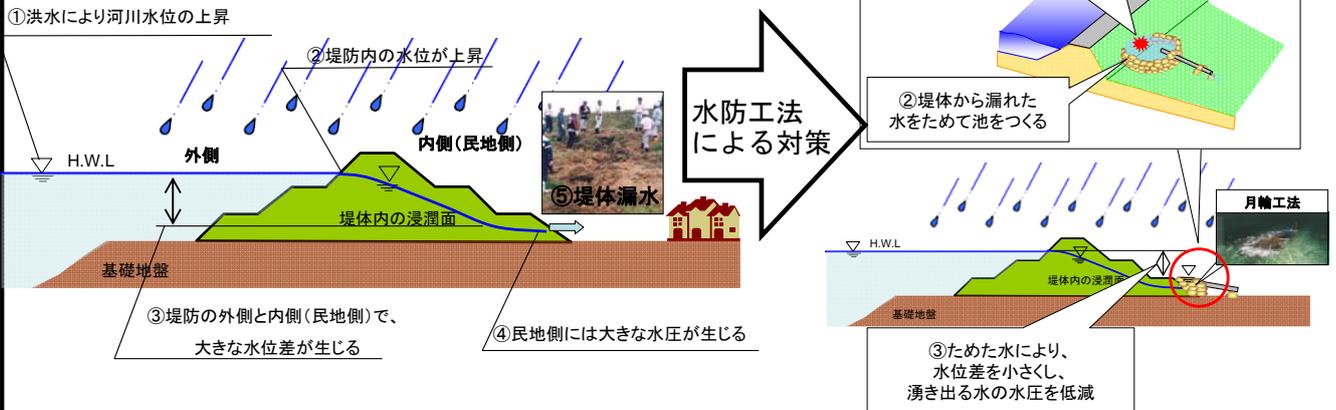
### 漏水被害

“漏水”とは、川の水位が高くなると水位差により圧力がかかり、堤防法尻や近傍の平地などから水が漏れ出すことです。(下図)このまま、放置すると漏水が拡大し、最悪の場合、破堤・決壊に至ります。

漏水は、重ねて申し上げますが水位差によって生じる圧力により起ることから、漏れ出す水の圧力を解消することによって、被害を軽減することができます。

漏水に対応する水防工法は以下のものがあげられます。

### 月輪工法のイメージ

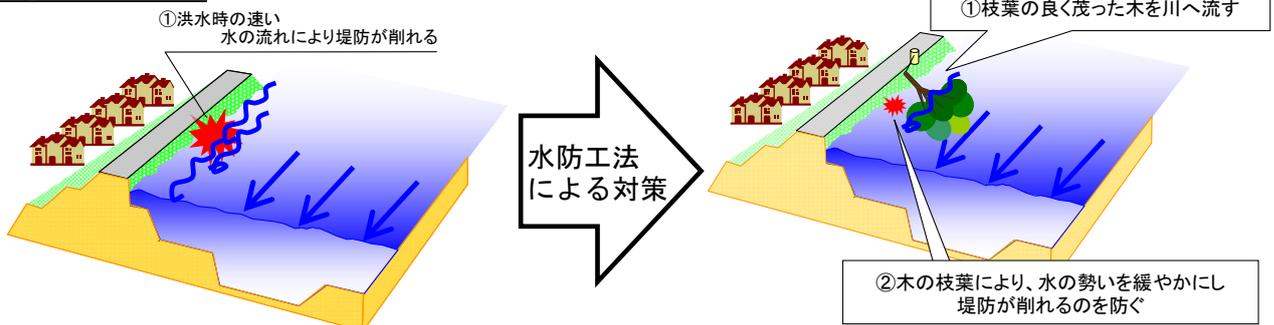


### 洗掘被害

洪水時の流速は、普段の水の流れよりも速くなります。この水の勢いにより堤防や護岸などの施設が削られることを“洗掘”と言います。

堤防などの施設が削られ始めた際に、水の勢いを減衰させる為を実施する水防工法は以下のものがあげられます。

### 木流しのイメージ



# ～出水期に備えて～

6月～10月までの期間は、台風の襲来やゲリラ豪雨等により雨の多くなる時期となります。私どもでは、この時期を“出水期”と呼んでおり、特に河川巡視や樋管などの点検体制等を強化し河川管理を実施しています。

この出水期に備えて、江戸川上流出張所や自治体にて行った取り組みについてご紹介致します。

## 《沿川自治体・水防団との『河川合同巡視』を行いました。》

河川合同巡視は水防時に適切な対応が迅速に取れるよう、事前に河川の状況や重要水防箇所を点検確認し、水防対応策等の確認を行うものです。水防管理団体である関係市町村・水防団及び県の防災関係者等と河川合同巡視を2日間に渡り実施しました。

「重要水防箇所」とは、堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る危険性のある箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分しています。

江戸川上流出張所管内の重要水防箇所は、江戸川河川事務所のホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>) に掲載しています。



6月14日  
江戸川左岸（千葉県）を実施



6月17日 江戸川右岸  
（埼玉県・茨城県）を実施

## 《野田市の水防演習》

野田市では5月8日に野田市消防職員や消防団員など“536人”で、大雨や台風によって水害の危機に見舞われた場合でも迅速な行動ができるよう、利根川河川敷（野田市木野崎地先）にて水防演習を実施しました。

この水防活動の重要性を皆様にご理解頂くと共に、前述した『水防工法』の作業効率の向上を図るべく、野田市では毎年出水期前の5月上旬に水防演習を実施しています。

演習では関東地方を直撃した台風の影響で、利根川と江戸川の急激な水位の上昇に伴い堤防などの施設に被害が生じたという想定のもとで行われました。参加した消防団員は、各種の『水防工法』の作業に取り組んでいました。



土のう作り の状況



【木流し工法】  
の設置訓練状況

## 出張所へのお問い合わせ

H23. 6. 23 現在

出張所には様々なご相談やご意見を頂いております。（件）

区分	H23年度	H22年度(年間)
河川区域等	10	53
河川利用等	3	7
官民境界等	0	1
河川法手続き	2	3
占用施設	2	5
コブシ開花状況	0	0
その他	0	22
合計	17	91

河川に関するお問い合わせは当出張所まで。

## あしがき

当出張所管内の江戸川の堤防では、東日本大震災により多数の箇所が被災をしました。その復旧作業は5月末をもちまして完了をしております。復旧方法は、地震により緩んだ土を一度除去し、再度盛土し、入念に締固めて復旧しております。

しかしながら、新たに盛土した土は、従前の堤防との“なじみ”が他の被災を受けなかった箇所と比較して劣っている可能性があります。

その被災箇所については、本号でご紹介した『合同巡視』の中で自治体や水防団にも周知をし、重点的に監視するなどの体制を整えています。